

令和4年度（2022年度）
熊本県公立学校事務職員協会
春季研究会 実務演習

給与編

令和4年5月 学校人事課 給与班

第1問

あなたは、熊本県立阿蘇中央高等学校の主任事務職員です。
あなたの給料月額が定められている条例は？

- ①熊本県一般職の職員等の給与に関する条例
- ②熊本県立学校職員の給与に関する条例
- ③熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例
- ④どれも無い

第1問（答え）

①熊本県一般職の職員等の給与に関する条例

第1条（目的）

この条例は、地方公務員法第24条第5項及び・・・・・・・・に基づき、熊本県一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第1問（参考）

②熊本県立学校職員の給与に関する条例

第1条（目的）

この条例は、・・・・県立学校に勤務する職員^{職員}の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第3条（定義）

この条例において、「職員^{職員}」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手をいう。

第2問

「給料」と「給与」。違いはある？

- ①ある
- ②ない

第2問（答え）

- ①ある

【参考】熊本県立学校職員の給与に関する条例 第4条

給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び退職手当を除いたものとする。

第3問（扶養手当）

職員の被扶養者（4月1日～無職）が失業保険を受給した。
日額5,000円で受給期間は6月15日～8月25日だった。

どうする？

- ①扶養手当を停止しない（無職だから）
- ②扶養手当を停止しない（向こう1年間で130万円未満だから）
- ③扶養手当を停止する（7月停止／日額が基準を超過）
- ④扶養手当を停止する（4月停止／失業保険の受給要件の起算日）

第3問（答え）

- ③扶養手当を停止する（7月停止／日額が基準を超過）

日額3,611円を超えている場合、受給対象期間中は扶養親族として認定できない。

なお、支給日や振込日ではなく、受給対象期間で判断する。

第4問（特殊勤務手当）

年次有給休暇（終日）を取得した日に2時間（17時00分～19時00分）の部活動指導を行った職員がいる。

この学校の勤務時間は8時20分～17時05分。どうする？

- ①部活動手当を支給する
- ②部活動手当を支給しない
- ③指導時間が正規の勤務時間外であることが確認できれば、部活動手当を支給してもいい
- ④よく分からない

第4問（答え）

- ②部活動手当を支給しない（できない）

熊本県立学校職員の給与に関する条例 第12条第9項第4号

学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの

※学校閉庁日も上記には該当しないので支給不可。

（そもそも学校閉庁日に部活動はないと思いますが……）

第5問（退職手当）

令和4年3月31日付けで定年退職した教諭が、令和4年4月1日から1年間講師として勤務することとなった。
定年退職に伴う退職手当（22,000,000円）はいつ支払うことになる？

- ①定年退職日から1ヶ月以内（2,200万円）
- ②講師としての退職日から1ヶ月以内（2,200万円）
- ③講師としての退職日から1ヶ月以内（講師の給料月額で再計算）
- ④よく分からない

第5問（答え）

- ③講師としての退職日から1ヶ月以内（講師の給料月額で再計算）

熊本県職員等退職手当支給条例 第19条第1項

職員等が退職した場合において、その者が**退職の日又はその翌日に再び職員等となった**ときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

※「職員等」（第2条：適用範囲）

- 県の歳出予算によって給料を支給される熊本県職員等のうち常時勤務に服することを要する者

第5問（参考までに）

③講師としての退職日から1ヶ月以内（講師の給料月額で再計算）

この場合の退職手当は、教諭の給料月額（416,200円）ではなく、講師の給料月額（60歳超／250,400円）で計算することになるので、勤続期間にもよりますが、退職手当額は約12,000,000円となり、定年退職時に支給されるはずだった退職手当額より**約10,000,000円のマイナス**となります。

4月1日から働くか（手当4月～）、4月2日から働くか（手当5月～）については、本人に選択する権利はありますが、本人に不利益にならないよう、任用する側も退職手当制度を理解し、本人にも説明したうえで、任用手続きを進める必要があります。

したがって、ほぼ4月2日からの任用となります。

第6問（再任用職員の給与）

再任用職員の給与において、支給されない手当は次の5つのうちどれ？（正解は4つ）

- ①住居手当
- ②扶養手当
- ③単身赴任手当
- ④へき地手当
- ⑤退職手当

第6問（答え）

- ① **住居手当（支給不可）**
- ② **扶養手当（支給不可）**
- ③ **単身赴任手当**
- ④ **へき地手当（支給不可）**
- ⑤ **退職手当（支給不可）**

長期継続雇用を前提にライフステージに応じた生計費の増加等に対処する目的で支給される生活関連手当（扶養・住居手当）や主として人材確保を目的とする手当（へき地手当・特勤手当など）及び退職手当は支給されません。